

社会福祉法人 雅福社会立 那覇市認定こども園 松島こども園

第三者評価結果報告書

【 開園2年目 初受審 】

① 松島こども園の情報

名称： 松島こども園	種別： 那覇市公私連携認定こども園	
代表者氏名： 島 朋子 園長	定員（利用人数）： 95 （ 91 ）人	
所在地： 那覇市古島2丁目30番12号		
TEL (098) 943-3558	ホームページ： http://matusima-kodomoen.jp/#hometop	
【認定こども園の概要】		
開園年月日： 2018年（平成30年）4月1日		
経営法人・設置主体（法人名）： 社会福祉法人 雅福社会		
職員数	常勤職員： 11名	非常勤職員： 7名
職 員	園長 1名	主幹保育教諭 1名
	事務員 1名	保育教諭 10名
		調理師 1名
		調理員 2名
設備等の概要	園舎 471㎡ R（鉄筋コンクリート）造2F 【 小学校敷地内 】	
	幼児教育・保育室（3～5歳児 各56㎡×4室）・遊戯室 111㎡・職員室 職員更衣室、屋外遊戯場（園庭）	
建築年月（築年数）	1998年（平成10年12月） 【 築 21 年 】	
移管前（2017年4/1） 児童人数	47人（2クラス うち5歳児 2クラス 47人）	
現在（2019年4/1） の児童人数	95人（4クラス 5歳児 2クラス 人、4歳児 1クラス 人、3歳児 1クラス 人）	
給 食	自園調理 （ 2018年度に調理室を設置 ）	

ご利用状況

1号	5 歳	4 歳	3 歳	計
定員	10人	7人	8人	25人
利用人数	7人	7人	10人	24人

2号	5 歳	4 歳	3 歳	計
定員	48人	13人	9人	70人
利用人数	47人	12人	8人	67人

④ 松島こども園の特色ある幼児教育・保育活動

1	<p>受容・共感</p> <p>① こどもを受け止め、話をしっかり聞いて対応する</p> <p>② 自己受容（自信につなげる）や自己理解は、他者に受容され、共感されることによりさらに促進される</p> <p>③ 幼児期がもっとも重要と言われ、周りに受け止めてもらえた感覚を育てる。</p> <p>④ 思春期になり親の力や教師の力が及ばなくなった時、子どもは何によって自分を制御するのか仲間や大人との関係性や実体験により身につけた自己概念である。判断する力、認知する力理解する力が年齢相応に育っていないと未発達のまま行動を起こす傾向にある</p>
2	<p>体育あそび</p> <p>① 健康・人間関係・ことば・環境・表現などの5領域、10の姿にしっかりつながるので大切にしたい</p> <p>② 子どもの生活の中で、体を動かすことで心身共にたくましく育てる</p>
3	<p>自由画</p> <p>① 幼児期は生活経験が浅く語彙力も弱いため、自分の気持ちを周りに伝えることが出来ません。子どもの自由画を通して、心の中の感情や思いを色や形にしていきます。描くことで開放感を味わい、感情のコントロールがしやすくなります。</p> <p>② 自由画を描くことで、保育教諭が絵を通して子どもへの理解を深めることが出来ます。同時に日々の関りに変化をもたらします。</p>
4	<p>絵本の読み聞かせ</p> <p>① 朝・帰りの会で絵本の読み聞かせを行っている。ことばの獲得には、一番身近にある絵本の楽しさを感じ、豊かな心を育てていく。</p> <p>② 週に一度、絵本の貸し出しを行い。絵本を通して親子の時間づくりを心掛けている。</p>
5	<p>リトミック</p> <p>① 音楽・リズムを通して、感性豊かなこどもに育てる。体を使って音楽を吸収し表現する楽しさを体験する。</p> <p>② 外部講師を招かずに保育教諭が指導することによって、日々の心模様を大切にしながら子どもに楽しさを伝えていく。</p>

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年6月20日（契約日）～ 令和元年12月12日（評価結果確定日）
受審回数	初受審

⑥ 総 評

◇ 特に評価の高い点

- (1) 「愛の空間で心身ともにみやびやかに育つ」という園の教育・保育理念、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』に則って作成された「全体的な計画」は、子ども一人ひとりの人権と自主性を尊重し健やかに育む教育・保育を、具体的に実践するために、きめ細かく作成されています。人的環境である職員は、思春期までの子どもの育ちを見通して「人育て＝内面を育てる」という願いを基盤として、一人ひとりの子どもの思いに耳を傾け、受容・共感し信頼関係を構築する姿勢を大切に、教育・保育内容の充実を目指して研修・研鑽を重ね取り組んでいます。
- (2) 小学校と隣接していることを有効に活用して、連携体制が構築されています。職員間のみならず、幼児と児童の交流や保護者参加の取組も充実しており、就学に向けて段差を滑らかにするアプローチカリキュラムが丁寧に作成され、有効に活用されていました。また地域との関りを深める取組も充実しており、地域活性化に貢献していました。
- (3) 子どもが主体的に自ら遊びを選択して十分に遊びこめる時間・空間・物等の環境を、保育室、園庭にちりばめられるように工夫を重ねていました。絵画・製作コーナーでは子どもが自由に継続して遊びが発展できるように配慮されていました。当園の教育・保育目標である「げんきいっぱい 知恵いっぱい やさしいいっぱい」の子どもの育成を願い、様々な領域につながる遊びをバランスよく計画し、適切に援助ができるように関わっていました。
- (4) 『那覇市子ども子育て支援事業計画』に沿う待機児童0（ゼロ）に向け、移管後 3、4歳児を受け入れ、教育的効果が高い複数年教育・保育を実施し、約2倍増の園児人数の受け入れ（移管前47人から現在95人）、4、5歳児の35人学級から30人学級への変更によるきめ細かな幼児教育・保育の実現、早朝受入、土曜保育、4月1日受入実施（春季休業期間中の保育）、地域の子育て家庭に対する支援、自園調理による給食の提供等 を実施されています。
- (5) 『人事評価制度規程（平成30年4月1日）』、『昇格・人事考課規程（平成30年6月14日）』を定め、「人事評価シート」にて、年に1回職務に関する成果を評価しています。この仕掛けは、大変良く出来ています。

▼ 改善を求められる点 （ b 評価となった 1項目 ）

評価基準 II-3-(1)-② 外部監査が行われていませんでした。

★ 同法人は、収益 20 億円を超える法人又は負債 40 億円を超える法人ではありません。

備考) 外部監査について 会計監査人の設置義務法人の範囲について（厚生労働省 平成 28 年 10 月 21 日 付け 第 5 回社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会の資料より抜粋）

- ・ 平成 29 年度、平成 30 年度は、収益 30 億円を超える法人又は負債 60 億円を超える法人
- ・ 令和元年度、令和 2 年度は、収益 20 億円を超える法人又は負債 40 億円を超える法人

◎ 推奨事項 1件

保護者アンケート実施時、回収目標率を設定し、回収率を上げ、理念・方針等重要な事は、保護者の認識度合いをもう少し上げたい。

⑦ 第三者評価結果に対する 松島こども園のコメント

今回、第三者評価を受けるにあたり園の運営や教育・保育の質の向上を目指し開園2年目ではあるが取り組みを行った。取り組む中で見えてきたことは、規定（マニュアル）などの整備やその内容の共通理解がまだまだ不足していること、質の向上に向けた目標設定の大切さを感じた。職員一人ひとりが法人理念や教育・保育目標を理解し、日々の教育・保育を進めているかが大切であることも感じた。また、保護者の満足度アンケートの結果から見えてきたことは理念や園の教育・保育目標の周知率が低いことやアンケートの回収率も低かったので、園の考え方や方針を保護者含め外に発信できていないことを実感した。課題が明確であるので、園全体で一つひとつ課題を解決し、安心・安全に園運営をしていきたいと思えます。

評価細目の第三者評価結果

各項目右端の評価結果欄 a、b、c のレベル（到達度）について

- | | | |
|---|--------------|------------|
| a | 全ての項目を満たす | 目標となる高いレベル |
| b | 1つ以上の項目を満たす | 標準的レベル |
| c | いずれの項目も満たさない | 改善が必要なレベル |

評価対象 I 基本方針と組織

I-1 教育・保育方針・目標	第三者評価結果
I-1-(1) 教育・保育方針・目標が確立・周知されている。	
① I-1-(1)-① 教育・保育方針・目標が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>教育・保育方針・目標は、「園のしおり」・「園だより」・ホームページ等に掲載し周知しています。教諭には、行動規範となるよう、「教育・保育課程等の指導計画」に反映させ周知しています。保護者には、園長から説明会、懇談会で、丁寧に説明しています。また、玄関にも掲示しています。</p> <p>訪問調査12/2（月）の際に、教諭の脳裏に方針・目標が刻み込まれているか筆記テストを行い、確認しました。</p>	

アウトカム (outcome) 評価 < 園の取組み結果・方法に対する評価 >

評価基準1番 I-1-(1)-① ⑤ 理念や方針が保護者等への周知が図られている。

⑥ 理念や方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

2019年8月実施 保護者アンケート結果より（総数 86 世帯） **回収率 61/86 = 70.9%**

設問1 こども園の 理念・方針をご存じですか？

回答 ⑤よく知っている 3 (4.9%) ④まあ知っている 25 (41.0%) ③どちらともいえない 9 (14.8%)
 ②あまり知らない 22 (36.1%) ①まったく知らない 1 (1.6%) ①未記入 1 (1.6%)

年齢	クラス	⑤	④	③	②	①	①	計
3歳	さくら組	0	7	0	4	0	0	11
4歳	ひまわり組	2	2	3	5	1	1	14
5歳	ゆり組 1	1	10	2	5	0	0	18
	ゆり組 2	0	6	4	8	0	0	18
合計		3	25	9	22	1	1	61

⑤よく知っている 3 (4.9%) + ④まあ知っている 25 (41.0%) = 合わせて 28 (45.9%)

*** 回収率を上げ、保護者の理念・方針の認識度も上げたい。**

②あまり知らない 22 (36.1%) ①まったく知らない 1 (1.6%) を改善したい

今後の取り組み方の一例

AA 想定する周知状況になっているか? BB どの程度の周知状況が目標なのか?

毎年、『理念』や『方針』の保護者への周知状況を保護者アンケート等で確認し、取り組み方法の妥当性を確認すると共に、⑤よく知っている + ④まあ知っている で合わせて 何%程度を目標値とするのか園内で議論され、数値による目標管理も合わせてご検討下さい。【 数値目標があると知恵が深まります 】

I-2 経営状況の把握		第三者評価結果												
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。														
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c												
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	Ⓐ・b・c												
〈コメント〉														
『第2次那覇市教育振興基本計画（平成28年3月）』、『那覇市子ども・子育て支援事業計画（平成30年2月改訂）』、『那覇市立幼稚園の今後のあり方について（平成27年7月）』を参考にし、理事会（年3回）、法人内園長会（月2回）、那覇市認定こども園園長会（月1回）にて、市の福祉計画や、校区の未就園児童情報や見学者、利用者の声からニーズ等を把握しています。														
<p>< 待機児童人数の多い上位10 地方自治体 > 2019年4月1日現在 内閣府資料より</p> <table border="0"> <tr> <td>1 東京都 世田谷区 470人</td> <td>2 兵庫県 明石市 412人</td> <td>3 埼玉県 さいたま市 393人</td> </tr> <tr> <td>4 岡山県 岡山市 353人</td> <td>5 兵庫県 西宮市 253人</td> <td>⑥ 沖縄県 那覇市 250人</td> </tr> <tr> <td>7 兵庫県 神戸市 217人</td> <td>8 鹿児島県 鹿児島市 209人</td> <td>9 沖縄県 南風原町 208人</td> </tr> <tr> <td>10 沖縄県 沖縄市 198人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			1 東京都 世田谷区 470人	2 兵庫県 明石市 412人	3 埼玉県 さいたま市 393人	4 岡山県 岡山市 353人	5 兵庫県 西宮市 253人	⑥ 沖縄県 那覇市 250人	7 兵庫県 神戸市 217人	8 鹿児島県 鹿児島市 209人	9 沖縄県 南風原町 208人	10 沖縄県 沖縄市 198人		
1 東京都 世田谷区 470人	2 兵庫県 明石市 412人	3 埼玉県 さいたま市 393人												
4 岡山県 岡山市 353人	5 兵庫県 西宮市 253人	⑥ 沖縄県 那覇市 250人												
7 兵庫県 神戸市 217人	8 鹿児島県 鹿児島市 209人	9 沖縄県 南風原町 208人												
10 沖縄県 沖縄市 198人														

I-3 事業計画の策定		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、教諭が理解している。	Ⓐ・b・c
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	Ⓐ・b・c
〈コメント〉		
「中長期5カ年計画（2018年度～2022年度）」を策定し、職員会議等で教諭に周知しています。法人の園長会・幹部会議にて内容を吟味し、期毎の進捗状況を追うことで、PDCAのCチェック機能を働かせていま		

す。園長は、「中長期5カ年計画」や「平成31年度事業計画」の要旨を、「園だより」に記載し、個人面談、保育参観ウィーク、保育参加後、保護者会等で説明しています。

【 中長期5カ年計画の主な内容 】

- 2018年度 実施済 . . . 4歳児受け入れ開始、厨房新築、ブランコの点検、園庭の落下防止網の設置、災害用食料・紙おむつ等の備蓄、朝の体育あそび・リトミック開始等
- 2019年度 実施 . . . 3歳児クラス増設、第三者評価受審（1回目）、うんていの移動、ブランコの修繕、ドアの修繕、F A 研、緑のカーテン（ゴーヤ、朝顔等）、おさんぽマップ作製等
- 2020年度 実施予定 . . . 避難階段の修繕、砂場の整備、A E D購入、教育・保育理念研修、近隣清掃等
- 2021年度 実施予定 . . . 耐震補強、床の修繕、タイヤ跳びの整備、園舎2階落下防止網の設置等
- 2022年度 実施予定 . . . 絵本コーナー設置、滑り台の整備、第三者評価受審（2回目） 等

【 平成31年度事業計画の主な項目 】

- 1 施設運営 2 特別保育事業 3 施設管理 4 保護者に向けて 5 地域社会との連携
- 6 小学校との連携 その他 避難訓練予定表 等

I-4 教育・保育の質の向上への組織的・計画的な取組		第三者評価結果
I-4-(1) 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	Ⓐ・b・c
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>(1) 幼児教育・保育の質の向上に向けた取組として、組織的・計画的な毎年の園の運営管理に関する自己評価を行い、その自己評価結果の園内での閲覧が可能な体制としています。 今年2019年度（2年目）は、市との協定に基づく第三者評価を実施し、その結果を園のHPによる公開を予定しています。また、2022年度（5年目）には、2度目の第三者評価の受審を計画しています。</p> <p>(2) 第一者評価（自己評価）、第二者評価（保護者による評価）、第三者評価への取組み時の気づいた事や、園内の課題を見える化し、職員間で共通認識や当事者意識が持てるようにし、改善を行っています。</p> <p>★ 2019年度「改善計画書」の主な内容（解決に向けて具体的な行動指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 教育・保育、遊び <ul style="list-style-type: none"> ① 集中力を高めるために、絵本の読み聞かせを強化 ② 園外保育を増やす 2) コミュニケーション <ul style="list-style-type: none"> ① 子どもが一日どのように過ごしているかを知らせる ② 先生方のネームを作成 ③ 連絡事項を早めに知らせる ④ 園だより以外の別紙を早めに配布する 3) 設 備 <ul style="list-style-type: none"> ① 駐車場の確保（学校と連携を取り、1台分は確保できるようにする） ② トイレの雰囲気をもくする 		

評価対象 II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ		第三者評価結果
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	Ⓐ・b・c
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 教育・保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>(1) 園長は、自らの役割と責任を『就業規則』や「教育・保育課程」に明記し、職員会議等の場で、教諭に対して説明し、理解を促しています。また、保護者に対しては、入園説明会・懇談会等で説明しています。</p> <p>(2) 園長は、法令が改定された時は外部の研修に参加し、那覇市認定こども園園長会でも法令を学んでいます。また、「遵守すべき法令一覧表」を作成し、法令と幼児教育・保育の関係について、職員会議で周知しています。</p> <p>(3) 訪問調査12/2（月）、教諭の脳裏に関係法令が刻み込まれているか筆記テストを行い、確認しました。</p> <p>保育教諭が回答した関係法令の一部抜粋：</p> <p>①子ども・子育て支援法 ②認定こども園法 ③学校教育法 ④児童福祉法 ⑤社会福祉法 ⑥個人情報保護法 ⑦労働安全衛生法 ⑧消防法 ⑨児童虐待の防止等に関する法律 ⑩食品衛生法 等</p> <p>(4) 園長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために、運営状況を確認しながら、職員数、労働時間、人件費の比率を勘案しながら分析しています。相談窓口を設け、気兼ねなく仕事ができるように配慮し、子どもの人数やスキルに合わせて人員配置を行っています。</p>		

II-2 人材の確保・育成		第三者評価結果
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	Ⓐ・b・c
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	Ⓐ・b・c
II-2-(2) 教諭の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 教諭の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	Ⓐ・b・c
II-2-(3) 教諭の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 教諭一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	Ⓐ・b・c
18	II-2-(3)-② 教諭の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	Ⓐ・b・c
19	II-2-(3)-③ 教諭一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	Ⓐ・b・c
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の教育・保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	Ⓐ・b・c

<コメント>

- (1) 「チャレンジシート」に、「期待する教諭像等」や「雅福社会職員の心得」を明示し、職員会議で必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方、育成方針を職員に周知しています。
- (2) 『人事評価制度規程（平成30年4月1日）』、『昇格・人事考課規程（平成30年6月14日）』を定め、「人事評価シート」にて、年に1回職務に関する成果を評価しています。この仕掛けは、大変良く出来ています。また、内閣府の経営実態調査や他施設の「求人票」も参考に、処遇水準の妥当性を確認しています。
- (3) 『育児・介護休業等に関する規則（平成30年11月1日）』や、短時間労働のシステムがあり、時間外労働の削減に取り組み、働きやすい環境づくりに努めています。
- (4) 教諭一人ひとりの育成に向けた取組は、「年間研修計画」を作成し、個々の職員が必要としている研修を受講したり、保育者同士の学び合いや園内研修の充実を図っています。
- (5) 訪問調査前日、12月1日（日）開催の那覇マラソン 平和祈念公園コース・フルマラソン 42.195kmを完走した人財が園に在籍します。この才能を生かした遊び、運動、教育・保育が展開されています。
- (6) 実習生等への指導・育成の体制は、『実習・ボランティアマニュアル』に沿って、積極的な取組みを行っています。事前に学校側の担当教諭との打ち合わせを行い、『実習生プログラム』を作成し、事前オリエンテーションを行い、実習期間中も実習指導者が毎日の振り返りを行っています。

【 直近2カ年実習生受け入れ実績 】 2019年度 9人、 初年2018年度 市の協定により受け入れ不可

Ⅱ-3 運営の透明性の確保		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	Ⓐ・b・c
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ b ・c

<コメント>

- (1) 運営の透明性を確保するための情報公開は、園ホームページ、園のしおり、園だよりで行っています。苦情解決の現状報告についても、毎月、ホームページにて個人情報に関するものや申込者が拒否した場合を除き、公表し改善に務められています。

【 園のHPや WAMNET 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムによる情報公開の状況 】

- ① 貸借対照表、② 収支計算書、③ 現況報告書、④ 役員区分ごとの報酬総額、⑤ 定款
- ⑥ 役員報酬総額 公開されている事を確認しました。

WAMNET 社会福祉法人の財務諸表等、電子開示システム

<http://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do>

- (2) 事務・経理・取引に関することは、『経理規定』にて、ルールを定め実施しています。経理面では顧問の税理事務所の助言を毎月受けたり、監事監査を受けて、きっちり実施されています。ただ、外部監査に関しては、実施されていませんでした。

備考) 外部監査について 会計監査人の設置義務法人の範囲について

(厚生労働省 平成 28 年 10 月 21 日付け

第 5 回社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会の資料より抜粋)

- ・ 令和元年度、令和2年度は、収益 20 億円を超える法人又は負債 40 億円を超える法人
- ・ 令和3年度以降は、収益 10 億円を超える法人又は負債 20 億円を超える法人と段階的に対象範囲を拡大。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子ども・保護者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>(1) 玄関に掲示場所を設け、社会資源や地域の情報を掲示したり、チラシを保護者が自由に手に取れるところに置いています。地域の他の保育園との交流会には積極的に参加できるよう、職員の支援体制を整えています。</p> <p>(2) 『実習・ボランティアマニュアル』に沿って、多くの中学生の職場体験を受け入れています。中学生のお兄ちゃん・お姉ちゃん保育教諭の卵は、園児から慕われ、貴重な戦力ともなっています。乳幼児とふれ合うことで、子供への理解を深めるほか、命の大切さや人とのつながり、思いやりの心を養う機会となっています。また、仕事に取り組む達成感や生きがいや、喜びを覚え、将来の夢や目標を描く事が出来ています。生徒が赴く職場として、こども園は、良いなあと感じました。</p> <p>【 直近2カ年 職場体験受け入れ実績 】</p> <p>2019年度 20 人、 2018年度 10 人</p> <p>【 直近2カ年 ボランティア受け入れ実績 】</p> <p>2019年度 2 人 (大学生、教育・保育補助の業務)</p> <p>(3) 地域の子育て家庭に対する支援を行う施設と認識し、子育て世帯に月曜から金曜まで園庭開放を行ったり、年に2回地域のお祭りに参加して交流を深めています。</p> <p>(4) 法人の理事長は、市のこどものみらい応援プロジェクト「子どもの居場所運営事業」にて、食事支援や、自治会、民生委員等と連携を取りながら、地域の祭りや清掃ボランティア活動にも積極的に取り組む活動されており、将来、園でも「こども食堂」を検討されています。</p>		

評価対象 Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
26	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
27	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した教育・保育が行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
28	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して園選択に必要な情報を積極的に提供している。	Ⓐ・b・c
29	Ⅲ-1-(2)-② 教育・保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	Ⓐ・b・c
30	Ⅲ-1-(2)-③ 園等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>(1) 法人理念、教育・保育目標、「教育・保育計画書」等に、子どもを尊重する教育・保育の姿勢を明確にし、毎週、クラス状況報告会議を行って、援助方法の評価を行っています。</p> <p>(2) 『虐待対応防止マニュアル』や「重要事項説明書」を整備し、子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した教育・保育の徹底を職員に周知しています。</p> <p>(3) 利用希望者への情報提供は、近隣の公共施設に「しおり」や「パンフレット」を設置したり、ホームページの定期的な更新を行っています。園の見学者には、希望日を聞いて対応しています。</p>		

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス (利用者満足)		第三者評価結果
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
31	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
32	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	Ⓐ・b・c
33	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	Ⓐ・b・c
34	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>(1) 個人面談（7月）、保育参観ウィーク（6月）、保育参加（いつでも可）、保護者会（年1回）を通じたの意見の聞き取りや保護者アンケートの実施で、子どもや保護者の意向を把握しようと努めたり、玄関に「意見ポスト」を設置しています。</p> <p>(2) 苦情解決の仕組みは、主幹保育教諭が苦情の受付を行い、園長が責任者となっています。第三者委員は、2名任命し、委員の連絡先電話番号や職業を記載し園内掲示したり、「しおり」にも記載し配付しています。</p> <p>(3) 今回、2019年8月に実施した50項目に及ぶ保護者アンケート結果は、70.9%の回収率（61件回収/86件配付）で、その内容は、高い保護者満足度となっていました。</p>		

年齢 ・ クラス		回 収	配 付	回収率 (%)	満足度 (5点満点)
3歳	さくら組	11	13	84.6	4.5
4歳	ひまわり組	14	16	87.5	4.0
5歳	ゆり 1組	18	29	62.1	4.4
	ゆり 2組	18	28	64.3	4.5
園 平 均		61	86	70.9	平均 4.4

☆☆☆ 保護者が感じている “ 松島こども園 ” の魅力の一部抜粋 ☆☆☆

- ① 外遊びの時間が多い所が良いと思っています。
- ② 個性を尊重して下さり、個々にあった言葉かけをして下さる。
- ③ 公立型のこども園に比べ、行事が充実している。先生方に感謝です。
- ④ 子供達一人一人しっかり見ている。
- ⑤ 自然の中であそんでいる。
- ⑥ 先生方が、いつもにこやかで明るい雰囲気。
- ⑦ 給食室があり、手づくりの食事を提供できる。昼食やおやつがお代わり自由。
- ⑧ 給食が美味しいようで、普段家庭ではなかなか食べてくれない物も完食して食べている。

★ 要望も頂き、園で精査を行い順次改善を実施していました。

ただ、保護者アンケートの回収率は、目標回収率を設定し、もう少し上げたい。

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス (安心・安全)		第三者評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
35	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>(1) リスクの種類別(感染症、怪我や事故、衛生、自然災害、不審者対応)に責任・役割を明確にした管理体制があり、『マニュアル』に沿って、職員会議で話し合いを行って共通理解を図っています。</p> <p>(2) 園で気になる事や子どもに怪我があった際は、「ヒヤリハット報告書」、「事故報告書」を作成し、子どもや職員に注意喚起を促しています。『交通安全(散歩時)に関するマニュアル』、「施設安全点検チェック表」に沿って点検を実施し、「小学校のプール使用時の監視記録」を記載しています。</p> <p>(3) 不審者対応では、『不審者等に関する危機管理マニュアル』、『児童・園児の危機回避マニュアル』、「登園後の園児の所在不明に対する対応」を作成し、不審者対応訓練(12月)を実施しています。</p>		
36	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>『保育所における感染症対策ガイドライン』(2018年度版)に沿って対応出来るよう研修を実施したり、流行している感染症を保護者に「園だより」や掲示でお知らせしたりして、あらかじめ予防できるように話し合いを行っています。各クラスには、感染症対策セットを準備しています。</p>		

37	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㊐・b・c
<p><コメント></p> <p>建物は、平成10年12月建築のR造（鉄筋コンクリート構造）2F建てで、「S56年6月」以降の設計基準の為、震度5強程度の巨大地震には、耐震強度が十分にあると思われます。</p> <p>那覇市防災マップを確認し、地域の現状を把握し、飲料水・非常食等の備蓄品を保管しています。</p> <p>「防災訓練計画」に基づき毎月の避難訓練、年2回（5月、11月）の小学校との合同避難訓練を実施しています。（2019年度自衛消防組織表の掲示あり、防火管理者：園長）</p> <p>【 地震・台風・大雨等の自然災害の脅威は、年々激化するとCOP25 国連気候変動枠組み条約締約国会議で予測されていますので、このような備えで、正しく恐れる事が重要です 】</p>		
Ⅲ-2 教育・保育の質の確保		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する教育・保育の標準的な実施方法が確立している。		
38	Ⅲ-2-(1)-① 教育・保育について標準的な実施方法が文書化され教育・保育が提供されている。	㊐・b・c
39	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㊐・b・c
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより指導計画が策定されている。		
40	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	㊐・b・c
41	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㊐・b・c
Ⅲ-2-(3) 教育・保育実施の記録が適切に行われている。		
42	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、教諭間で共有化されている。	㊐・b・c
47	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㊐・b・c
<p><コメント></p> <p>(1) 子どもの人権尊重、プライバシー保護の姿勢を基盤として、保育教諭の基本的な保育姿勢、送迎時の子ども・保護者対応、保護者連携・子育て支援・地域連携等の標準的な実施方法が「マニュアル」として作成されました。また生活習慣指導計画、食育計画、様々な遊びを具体的に展開していくための年間計画等がきめ細かく作成され、実践に繋げていました。これらの業務が標準化されて実施されていることを、園長、主幹保育教諭が確認する仕組み、また「マニュアル」を定期的に検証・見直しする仕組みも確立していました。</p> <p>(2) 各クラス担任が「指導計画」を作成し、期ごとに反省を記入、園長・主幹保育教諭が確認、評価、指導を行っています。食育、アレルギー、食事関係は調理師、保健・健康面に関しては嘱託医等と話し合いを持ち、全職員に周知して教育保育に反映しています。</p> <p>支援を必要とする子どもについては、「個別支援計画」を作成、保護者からの確認を得て、連携しながら教育保育を実施しています。</p> <p>(3) 子ども一人ひとりの状況は、児童票、指導要録、指導計画等の各種書類に記録し、保育教諭間で共有する仕組みがあります。子どもの重要な個人情報に記載された「児童票」や「指導要録」等は、『個人情報保護規程』（平成30年4月1日）に沿って、紛失、破壊、改ざん 及び 漏洩防止対策がなされています。また、それぞれの記録の保管期間も定められていました。</p>		

評価対象 IV 教育・保育の内容

IV-1 教育・保育の基本		第三者評価結果
IV-1-(1) 教育と保育の一体的展開		
44	IV-1-(1)-① 方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した教育・保育課程（全体的な計画）を編成している。	㊐・b・c
45	IV-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	対象外
46	IV-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	対象外
47	IV-1-(1)-④ 3歳以上児の教育・保育において教育と保育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、教育の内容や方法に配慮されている。	㊐・b・c
48	IV-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	㊐・b・c
IV-1-(2) 環境を通して行う教育・保育		
49	IV-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	㊐・b・c
50	IV-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	㊐・b・c
51	IV-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	㊐・b・c
52	IV-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	㊐・b・c
53	IV-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	㊐・b・c
<p><コメント></p> <p>(1) 「全体的な計画」は、全職員が参画して編成し、「幼保連携型認定こども園の教育・保育要領」に明記されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」10項目を、各年齢の具体的なねらい・内容に組み入れていました。また、当園の教育・保育目標、「げんきな子 よく考える子 おもいやりのある子」を育む教育・保育を具体的に実践するために、きめ細かく編成されていました。</p> <p>(2) 園庭には様々な樹木、草花があり、菜園ではクッキング保育に繋げる野菜を栽培していました。小動物飼育では、観察を通じ生命の不思議さに気づき発見したことや言葉を掲示することでさらに学びの芽を育むなど、知性と感性が豊かに伸びやかに育ちゆくことを願って環境構成を工夫していました。また全身を使って様々な身体活動ができるような遊具が配置されていました。「チャレンジカード」では、個人差に配慮しどの子も頑張ればできる段階が設定され、一人ひとりの子どもが自ら目標を持ち様々な運動遊びに取り組めるよう援助していました。</p> <p>(3) 就学を見通して教育・保育を進めていくために、アプローチカリキュラムをきめ細かく作成していました。小学校に隣接していることもあり、日常的に職員間の意見交流会、相互参観また幼児・児童とはなかよし交流会、給食交流会等、就学に向けて滑らかな接続となるよう様々な取組が行われていました。</p> <p>(4) 子どもが主体的に遊びこめるように、各保育室には、子どもの興味・関心をとらえ、様々な遊びを継続的に存分に取り組むことができるように、物、時間、空間が適切に準備されていました。廃材を製作や遊びに取り入れることができるようなコーナーに工夫がみられました。週案にはきめ細かく遊びを展開するときの環境構成が記入され、職員間で共有し議論がなされていることが確認できました。</p> <p>(5) 遊びを通して文字や数に自然と触れられるように、絵本の読み聞かせを大切にしたり、詩やウチナー口、お手紙ごっこのコーナーを設定する等、学びにつながるような環境設定をしていました。また生活発表会ではウチナー口の劇遊びを取り入れていました。</p>		

IV-1 教育・保育の基本		第三者評価結果
IV-1-(3) 教諭の資質向上		
54	IV-1-(3)-① 教諭等が主体的に自己評価に取り組み、教育・保育の改善が図られている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>(1) 保育教諭が自己評価表を年2回記載し、主体的に教育・保育の振り返りを行い、園長、主幹保育教諭とヒアリングを行っていました。クラス会議、週案会議ではきめ細かく日常の保育を点検、評価しともに考え合い、次につながるようなシステムを構築していました。</p> <p>(2) 子どもへの関りを振り返り、一人ひとりに寄り添った心情の理解に努め、意欲、心の育ちに観点を置くようにしています。</p> <p>(3) 今後は、各種教育・保育計画、マニュアルを職員間で共有し、教育保育内容の根拠となる理論を構築するための研修、議論、検証を深め、更なる実践の充実を期待しています。</p>		

IV-2 子どもの生活と発達		第三者評価結果
IV-2-(1) 生活と発達の連続性		
55	IV-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	㊤・b・c
56	IV-2-(1)-② 障がいのある子どもが安心して生活できる教育・保育環境が整備され、教育・保育の内容や方法に配慮がみられる。	㊤・b・c
57	IV-2-(1)-③ 長時間にわたる教育・保育のための環境が整備され、教育・保育の内容や方法が配慮されている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>(1) 子どもの最善の利益を考慮し、一人ひとりの個別状況を把握して職員間で共通認識し理解を深めつつ、援助していくように、毎週事例会議を設ける等、研鑽していました。子どもに分かりやすい言葉や穏やかな言葉かけを意識し、日々互いに振り返る機会を持っていました。今後は、園内研修で事例に基づき全職員で子どもへの関りについて振り返り高め合う研修手法を取り入れる等、さらなるスキルアップにつなげることが期待されます。</p> <p>(2) 統合保育を通して、子ども同士が互いに育ちあう教育・保育を大切にしていました。支援の必要な子どもの個別計画を短期・長期ときめ細かく作成し、職員が共通認識して統合保育に取り組む環境がありました。関係機関と緊密に連携し、保護者とは互いに家庭と園の子どもの姿を伝えあい丁寧に支援する体制を構築していました。</p> <p>(3) 長時間保育では、異年齢での関りを大切に、子ども一人ひとりが家庭的で落ち着いた環境の中で過ごせるように配慮していました。延長保育では軽食を提供しています。また、日々の活動については口頭、及び伝達ノートにより引継ぎが丁寧に行われるようなシステムを構築していました。</p>		

IV-2 子どもの生活と発達		第三者評価結果
IV-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
58	IV-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	㊤・b・c
59	IV-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	㊤・b・c

60	IV-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	㊚・b・c
61	IV-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や教諭に伝達し、それを教育・保育に反映させている。	㊚・b・c

〈コメント〉

- (1) 子ども全員の健康管理に関する書類は、入園児の記録に、年毎の健診結果、予防接種の状況などを追記し、保管していました。職員会議では全職員が全児の様子を把握し共通認識するように伝えあい、教育・保育に反映させていました。
- (2) 各保育室で落ち着いて正しい姿勢で食事ができるように環境を整えていました。保育教諭は丁寧に食事援助ができるように、子どものそばに座って一緒に食事をしていました。個々の状況に配慮し、食べる量を調節したり、自ら配膳や片付けができるように援助していました。また食育計画に基づき、野菜の栽培、収穫を保育に取り入れ、クッキング活動に展開できるようにしています。

保育教諭による健康・保健面での取り組み

- 年間の健康・保健安全を作成し、保育教諭が月案にとり入れて健康・保健の指導を行っている。健康保持のために生活習慣を身につける。
- 健康保持の面では、年に2回、尿・ぎょう虫検査・内科検診や歯科検診。視力検査や聴力検査を行うことで、健康面を保証している。定期健診での再検査や虫歯の治療に関しては、治療した子も表彰することで、治療を促している。毎日の視診も必ず行う。
- 衛生面に関しては、感染症ガイドラインに基づいて日常的に手洗い・うがいを日課とし、園内で感染症が流行った場合は、適時その内容によって対応する。

調理師による食育に対する取り組み

本園は、自園給食実施し出来立ての給食提供、安心・安全の給食を心掛けています。献立作成で気をつけていることは、旬の食材や行事食を取り入れ、給食から食材のおいしい時期や食文化を子ども達に知って欲しいと思い、作成しています。子ども達が苦手な食材でも食べてもらえるよう味付けを工夫し、アレンジ料理で興味関心を引き立てます。

また、直接食材に触れ合う場として園内に菜園を作り、野菜を育てています。育てた野菜はカレーパーティーで使用し、園児自ら野菜をカットしたり準備に関わることで食に関する興味や関心、食の大切さを育んでいます。

IV-2 子どもの生活と発達		第三者評価結果
IV-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
62	IV-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	㊚・b・c
63	IV-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	㊚・b・c

＜コメント＞

- (1) 主治医の指示書のもとアレルギー食に対応し、「献立表」により除去を保護者に確認しています。対象児に食事を提供する際には、調理員と担任が毎回「確認書」と照らし合わせて提供し、双方が確認のサインをしています。除去するものを似た食材で代用し、他児と見た目の相違がないようにしたり、誤食が無いようにトレーを色で分けるなどの工夫をしています。
皮膚疾患の子どもに対しては塗布薬を塗るなど、個別に対応しています。必要に応じ、「与薬票」を保護者に記入してもらっています。
- (2) 『大量調理施設衛生管理マニュアル』（平成29年6月16日）に基づく『給食衛生管理マニュアル』を作成し、調理師が「衛生管理点検表」を毎日、記載しています。毎月、給食会議で、献立、アレルギー、衛生管理に関しての話し合いを行なっています。

IV-3 保護者に対する支援

IV-3-(1) 家庭との緊密な連携		第三者評価結果
64	IV-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	㊤・b・c
65	IV-3-(1)-② 家庭と子どもの教育・保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	㊤・b・c
66	IV-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	㊤・b・c
67	IV-3-(1)-④ 虐待に対応できる園内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	㊤・b・c

＜コメント＞

- (1) 「食育年間計画」を作成し、「給食だより」では食育に関する情報を掲載したり、試食会を設け、保護者に対して規則正しい生活リズムと食の大切さの啓発に取り組んでいます。また、日々送迎時に子どもの食事の様子を伝えています。個人面談では家庭での喫食状況の把握や食育に関する話題を取り上げ、給食内容や食事援助に反映させていました。
- (2) 年間保育参観2回、個別面談2回を実施していました。さらに家庭との連携を深め、一人ひとりに寄り添った子育て支援をしていくために、送迎時での対応を大切に、個別の相談、要望などを把握、きめ細かく記録に残して、職員間で情報の共有を図っていました。
- (3) 『虐待防止マニュアル』や「チェックシート」を作成し、送迎時親子の様子を観察し、必要がある場合は早期対応を心掛け、担任、主幹保育教諭、園長が個別対応や相談を行うようにしています。虐待防止の保護者への啓発に、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」等の期間、ポスターを掲示したりしています。

添付

- ① 基準に対する達成度グラフ
- ② 訪問調査当日12/2（月）の計画書
- ③ 段取り表
- ④ 2019年8月実施の保護者アンケート結果 園全体

以上